



平成 29 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 上 新 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 兼 社 長 執 行 役 員 中 嶋 克 彦
(コード番号:8173 東証第一部)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 兼 副 社 長 執 行 役 員 金 谷 隆 平
経 営 管 理 本 部 長
(TEL. 06-6631-1161)

単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更及び株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係わる定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月下旬開催予定の第 69 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議すること、また、株主優待制度の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。（以下、「本単元株式数変更」といいます。）

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を考慮しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、当社株式について 2 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施することといたしました。なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の投資単位（金額）は従前に比して 5 分の 1 の水準となります。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記載された株主の所有株式数を基準に、2 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	57,568,067 株
今回の併合により減少する株式数	28,784,034 株
株式併合後の発行済株式総数	28,784,033 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、2 株未満の株式を所有されている株主様 257 名(その所有株式数の合計は 257 株)が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 192 条第 1 項及び当社定款第 10 条並びに当社株式取扱規則の定めにより、その单元未満株式を買取することを当社に対して請求することができます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成の割合

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	3,361 名(100.00%)	57,568,067 株(100.00%)
2 株未満	257 名(7.65%)	257 株(0.00%)
2 株以上	3,104 名(92.35%)	57,567,810 株(100.00%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、現行定款第 8 条(单元株式数)に規定される当社普通株式の单元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。また、本変更の効力発生日を定めるため、附則を設けることといたします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を表します。)

現行定款	変更案
第1条～第7条 (条文省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条～第40条 (条文省略)	第9条～第40条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>(効力発生日)</u> <u>第8条の効力発生日は、平成29年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって、削除するものとする。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 定時株主総会決議日 | 平成29年6月下旬 (予定) |
| (2) 1,000株単位での売買最終日 | 平成29年9月26日 (予定) |
| (3) 100株単位での取引開始 | 平成29年9月27日 (予定) |
| (4) 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日 | 平成29年10月1日 (予定) |
| (5) 端数株式処分(買取)代金支払 | 平成29年12月中旬 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元未満株数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日です。

5. 株主優待制度の変更について

上記「2. 株式併合」及び「3. 定款の一部変更」に伴い、株主優待制度を一部変更(追加含む)することについて決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(1) 変更の理由

本定時株主総会において、平成29年10月1日を効力発生日とする当社株式の併合(2株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)に関する議案が決議された場合、当社株主優待制度を一部変更いたします。

(2) 変更の内容

「株主ご優待券（200円券）」を以下の基準により贈呈いたします。

①変更前の優待内容

ご所有株式数 (毎年3月31日現在)	贈呈内容	2年以上継続保有の株主様に 追加贈呈
1,000株以上 5,000株未満	55枚(11,000円分)	30枚(6,000円分)
5,000株以上 10,000株未満	110枚(22,000円分)	60枚(12,000円分)
10,000株以上	165枚(33,000円分)	90枚(18,000円分)

- (注) 1. 「株主ご優待券（200円券）」は、1回2,000円（消費税込み金額）以上のお買物につき、お買い上げ金額2,000円毎に各1枚（200円券）ご使用いただけます。
2. 2年以上継続保有の確認は、毎年3月末日の株主名簿に同一株主番号で、連続して3回以上記載または記録された株主様といたします。
3. 毎年9月30日現在の株主様へのご優待は実施しておりません。

②変更後の優待内容

ご所有株式数 (毎年3月31日現在)	贈呈内容	2年以上継続保有の株主様に 追加贈呈
100株以上 500株未満	10枚(2,000円分)	-
500株以上 2,500株未満	55枚(11,000円分)	30枚(6,000円分)
2,500株以上 5,000株未満	110枚(22,000円分)	60枚(12,000円分)
5,000株以上	165枚(33,000円分)	90枚(18,000円分)

ご所有株式数 (毎年9月30日現在)	贈呈内容	2年以上継続保有の株主様に 追加贈呈
全株主様	25枚(5,000円分)	-

- (注) 1. 「株主ご優待券（200円券）」は、1回2,000円（消費税込み金額）以上のお買物につき、お買い上げ金額2,000円毎に各1枚（200円券）ご使用いただけます。
2. 2年以上継続保有の確認は、毎年3月末日の株主名簿に同一株主番号で、連続して3回以上記載または記録された株主様といたします。
3. 毎年9月30日現在の株主様への「株主ご優待券（200円券）」は、12月上旬に発送する予定の「営業の中間ご報告」に同封いたします。有効期限は、翌年の3月末日までとさせていただきます。

(3) 変更の時期

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様から変更となります。

平成29年9月30日現在、当社株式の併合及び単元株式数の変更は効力発生しておりませんが、対象全株主様へご優待を実施いたします。

なお、平成29年3月31日現在を基準日とした株主優待は、上記変更前の優待内容に基づき実施いたします。

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では 2 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、平成 30 年 10 月 1 日を期限として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

また、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするため、当社株式について 2 株を 1 株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有の株式数に 2 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数が発生する場合には切捨てとさせていただきます。）となります。また、効力発生後の議決権個数はご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

株式併合及び単元株式数変更の効力発生前後で、ご所有株式数及び議決権個数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,033 株	1 個	516 株	5 個	0.5 株
例③	200 株	なし	100 株	1 個	なし
例④	109 株	なし	54 株	なし	0.5 株
例⑤	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

・株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記例②、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数株式が生じた株主様に対し、端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の代金は、平成 29 年 12 月中旬頃にお送りすることを予定しております。

・効力発生前のご所有株式数が 2 株未満の株主様（上記例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなりますが、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合前に「単元未満株式の買取り請求」制度をご利用いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の当社株式数は 2 分の 1 となりますが、1 株あたりの純資産額は 2 倍となります。また、理論上の 1 株あたりの株価は、併合前の 2 倍となります。

Q 7. 株式併合後に受取る配当金はどうなりますか。

A 7. 株式併合により株主様のご所有株式数は 2 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合後の株式数を基に 1 株あたりの配当金を設定させていただく予定です。業績変動等の他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係わる配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きは必要ございませんが、株式併合前に「単元未満株式の買取り請求」制度をご利用いただく場合は、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大阪府大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話番号：0120-094-777（フリーダイヤル）
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）